

令和3年度から3年間、 住宅リフォーム補助事業を行います!!

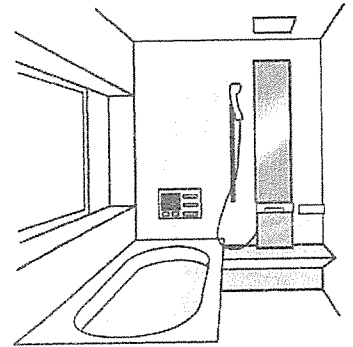
※1住宅につき1度しか利用できませんので、よくご検討の上、申請ください。
 ※令和2年度の緊急経済対策住宅リフォーム補助制度を利用した住宅は、申請できませんのでご注意ください。

補 助 対 象 者

本市に住民登録をしており、市税等の滞納がない方

対 象 と な る 住 宅

市内の一戸建て住宅 または 併用住宅
 (住宅として利用する倉庫や車庫、外構の工事も対象です)



補 助 金 額

対象工事金額に応じて以下の補助金が受けられます

対象工事金額	補助率	補助上限
10万円以上～100万円以下	工事費の1/5	20万円
100万円を超える工事	工事費の1/3	50万円

対 象 と な る 工 事

次のすべてを満たす工事

- ① 居住の用に供する住宅のリフォーム工事
- ② 市内の業者又は個人が施工する工事
- ③ 交付の対象となる費用が10万円以上の工事(消費税含む)
- ④ 申請した年度内に完了する工事

受 付 期 間

年間を通じてご利用いただけるよう、受付を年2回に分けて行います。

前期：令和3年4月12日から

後期：令和3年7月(予定)

(※それぞれ、交付累計額が予算に達した時点で受付を終了します)

◆ 一部対象とならない工事がございます。対象外工事や申請に必要な書類など、詳しい内容につきましてはホームページをご覧ください。都市整備課窓口まで直接お問い合わせください。

〒509-4292 飛騨市古川町本町2番22号

飛騨市役所 西庁舎3階 基盤整備部 都市整備課

電話 0577-73-0153

FAX 0577-73-7500

- ◆住宅リフォーム補助制度は、他の補助制度と一緒に利用することもできます。それぞれに申請する費用がわかる内訳書の提出が必要です。

住宅・建築物等耐震化促進事業

① 木造住宅無料耐震診断

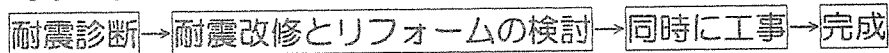
耐震診断士による耐震診断や、的確なアドバイス(簡単な補強計画及び概算工事費用)が無料で受けられます。

② 木造住宅耐震補強工事費補助

耐震補強工事費のうち、120万円まで全額補助

ただし、①の診断で補強が必要であり、S56.5.31以前の建物と判断できた住宅が対象です。

【理想的な工事の流れ】



住宅新築・購入支援助成金

飛騨市内に定住する目的で住宅を取得する方なら、どなたでも対象です。別棟の倉庫や車庫、外構工事にリフォーム補助制度が利用できます。

増額しました!

補助基本額

住宅取得額に応じて以下の助成金が受けられます

住宅取得額(※1)	助成金
1千万円未満	10万円
1千万円以上~2千万円未満	20万円
2千万円以上	30万円

(※1)住宅取得費用に土地代を含む

+

加算額

条件に応じて以下の加算金が受けられます

条件	加算額
転入世帯	50万円
市内業者による新築	30万円
移住世帯の住宅改修(※2) (市内業者施工に限る)	改修費の1/3 上限150万円

(※2)指定の住宅を購入し、市内業者で改修を行った場合

飛騨市ブロック塀等撤去補助金

- ◆危険なブロック塀を撤去する場合は、一緒に利用できます◆

道路及び通路に面していて、
60センチメートルを超えているブロック塀など、
市内事業者が施工する工事であれば
ブロック塀の撤去に係る費用の1/2以内、
上限30万円を補助。



- ◆詳しい内容はホームページか、都市整備課まで直接お問い合わせください。